資料１

大分県老人福祉計画策定協議会に係る委員意見の26年度施策等への対応状況

項目			発言要旨	平成26年度当初予算案等への対応状況	備考
第３章	計画の基本的な考え方	基本理念 基本方針	公助としての高齢者福祉、共助としての地域福祉、自助としての自分自身の自立のシステムをうまく駆動するようなソフトをどう構築するかが、今後の社会福祉行政に求められる。 ハードウェアとしての建物やサービス供給量の整備だけでなく、横断的なソフト構築を老人福祉計画の中で考えてほしい。	自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助・自立を基本とし、これを相互扶助と連帯の精神に基づき支え合う介護保険制度などの共助によって補完し、その上で自助や共助では対応できない困窮等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという考え方を基本にし、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①医療②介護③介護予防④住まい⑤日常生活支援の５つのサービスが包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムの構築を推進しており、そのための予算を計上しているところです。	
			第６期計画は、県行政のあらゆる分野で連携していく計画としてほしい。	第６期計画は、県の長期総合計画（安心・活力・発展プラン２００５）の他、県医療計画、生涯健康県おおいた２１、県住生活基本計画などの各種関係計画との整合性を図ります。 また、計画策定や進捗管理についても住宅、就労、県民生活、医療、地域福祉等を所管する関係各課との連携を図りながら進めていきます。	
第４章	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	老人クラブ活動の促進	老人クラブ加入者は、認知症の問題や老老介護の問題一人暮らし問題等を老人クラブで勉強している。 加入していない高齢者は、情報が入ってきにくい。 未加入者を老人クラブに加入を勧め、一緒に行動し健康・友愛・地域貢献を進めたい。 老人クラブや活動に対する理解を地域住民に持ってもらいたい。	県では、老人クラブが取り組んでいる、地域や会員である高齢者に対する活動支援や県老人クラブ連合会が行っている会員増強運動等の広報啓発に要する経費の一部を補助するなどして、老人クラブの活動等に対する理解促進を図っています。	

項目			発言要旨	平成26年度当初予算案等への対応状況	備考
第５章	介護サービスの整備	介護予防支援	介護保険制度改正により、予防給付が地域支援事業に移行されることに伴い、市町村格差が出ないように指導してほしい。	制度改正後においても必要なサービスが利用できるよう、既存事業所の活用と併せ、ボランティアやＮＰＯ等多様な主体の参画に向けて、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に取り組むことを支援してまいりたいと考えています。	
		介護保険施設の整備	有料老人ホームやグループホーム、特別養護老人ホームは、値段（利用料）の問題もあるかもしれないが、利用者の待遇に差がある。 待遇が向上されるよう、財政支援等をお願いしたい。	それぞれの施設の利用料については、居住費や食費なども含めて設定されているものと思われます。 入所者の状態等に応じて必要なサービスが提供されるよう市町村とも連携して取り組んでいるところです。 財政的な支援は困難ですが、介護保険施設については実地指導や指導監査、また、有料老人ホームについては、平成２５年度から実施している立入検査の際に、施設の適正な運営と入所者の処遇の向上を指導しています。	
第７章	生活支援の推進と高齢者の住まいの整備	地域で共に支え合うまちづくりと生活支援の推進	地域で安心して暮らしていけるよう、県の各部、各課が連携して高齢者の豊かな暮らし、地域の安全を支えるような仕組みを作っていってほしい。	本県では、既に関係各課と連携の取組が行われているところですが、来年度、高齢者が地域で安心して暮らしていくための地域包括ケアシステム構築に向けた関係機関の連携を促進するための協議会を立ち上げることにしています。 この協議会の立ち上げや運営に、県の各部・各課が連携して当たりたいと考えています。	
		生活支援サービスの提供促進	地域の事情もニーズも違うことがあるので、各市町村の状況に合わせ、市町村が取り組まないといけないが、高齢者だけで考えるのではなく、今あるその他の方々の活動に絡ませ高齢者を巻き込んでいくのもよいのではないか。	２６年度は、地域ケア会議における個別ケースの検討を通じて抽出された地域課題の解決に取り組む市町村を支援することとしています。	

項目			発言要旨	平成26年度当初予算案等への対応状況	備考
第７章	生活支援の推進と高齢者の住まいの整備	地域包括支援センターの機能強化	生活状況を見ずに、認定調査の中だけで介護度を決めるのは、どうかと思う。 自立のためのケアプランを実施するとしても、高齢者本人にその意識がない場合がある。	高齢者が支障をきたしている生活行為の改善に資するためのケアマネジメントを、地域包括支援センター職員や介護支援専門員が、的確に行えるよう研修会を開催しており、来年度も引き続き実施します。 「地域包括ケア広報キャラバン隊」を県内８カ所で開催し、地域住民や医療・介護関係者を対象に、地域包括ケアや介護予防や自立支援の考え方について普及啓発したところです。	
			要介護認定率が下がったことで高齢者の生活の質が上がったかの検証が必要。 検証がないと効果が介護保険費用抑制だけになる。 地域全体で高齢者の居場所（生活支援）の確保が必要。	地域ケア会議の取組の成果指標の一つとして、認定率の推移を位置づけているところですが、併せて要支援の方の改善率をＱＯＬ向上の検証指標とすることも考えています。 来年度、高齢者の居場所づくり等地域ケア会議で明らかになった地域課題を解決するため、市町村が取組む事業を支援するための予算を計上しています。	
			地域ケア会議はだんだんよい方向になり、地域課題も見えてきて必要な二次予防事業も上がってきた。 よい方向に進んできているが、市町村によってはまだまだである。	来年度も、地域ケア会議の運営支援、介護支援専門員の資質向上、訪問及び通所介護事業所のスキルアップに資する研修に引き続き取り組んでいくこととしています。 併せて、市町村職員に対する意識啓発も引き続き行っていきます。	

項目			発言要旨	平成26年度当初予算案等への対応状況	備考
第７章	生活支援の推進と高齢者の住まいの整備	サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進 有料老人ホームの適正な運営の確保	「サービス付き高齢者向け住宅」の数値目標の達成進捗状況と併せ、質的な分析、実態把握が必要である。 そのうえで、「サービス付き高齢者向け住宅」の整備について、市町村への指導も含め、大分県の方向づけをしてほしい。	高齢者のニーズに対応した住宅の供給が行われているかといった実態の把握は、今後必要と考えています。 高齢者向け住宅の整備については、市町村と連携を図り、無秩序に乱立することがないよう、市町村の介護保険事業計画などの実情を踏まえ、事業者に対して指導・助言してまいります。 高齢化が急速に進む中で、高齢者の単身者や夫婦のみ世帯が増加しており、高齢者支援サービスを提供できる住まいの確保が課題となっています。 このため、介護サービス事業者等と連携して高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図っているところです。	高齢者向け住宅の整備目標 14,600戸【H32】 うち、サービス付き高齢者向け住宅 4,000戸 ※現在の戸数 1,800戸 (H26.1.15現在)
			現場のケアマネから、「サービス付き高齢者向け住宅」や「有料老人ホーム」の実態がわからないため、どう紹介してよいかわからないという声があるので、実態調査をしたうえで、ケアマネに報告してほしい。	サービス付き高齢者向け住宅の登録情報については、県のホームページで公開するとともに、個別の問い合わせについても情報提供を行っています。 有料老人ホームについては、毎年７月１日現在の定員、利用料金等の状況を調査し、県庁のホームページで公表しています。	

項目			発言要旨	平成26年度当初予算案等への対応状況	備考
第７章	生活支援の推進と高齢者の住まいの整備	消費者被害対策の推進	高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために消費者被害対策は欠かせない。 取り組みをお願いしたい。	今年度は、県と大分県老人福祉施設協議会が、県内のデイサービス施設協力のもと、約1,300人の高齢者への聞き取りによる「高齢者の消費者トラブル実態調査」を実施しました。現在、分析中であり、結果がまとまり次第、公表することとしています。 また、１１月１２日には、高齢者と接する機会の多い施設職員（ケアマネジャー等）や地域包括支援センター職員等を対象に悪質商法撃退インストラクター養成研修を実施しました。消費生活相談指導員が講師となり、高齢者をねらった悪質な手口やその対処法、具体的な事例による被害の発見方法などを研修しました。 この他、単身高齢者へ消費者トラブルの注意喚起を行うため、大分県老人クラブ連合会の友愛活動を活用し、会員や単身高齢世帯を対象に啓発リーフレット（約１０万部）を配付しました。 来年度は、高齢者の消費者被害を未然に防止するため ①高齢消費者の見守り強化を目的として、見守り養成講座（出前講座）の実施 ②地域における団体や関係機関のネットワークづくりを目的とした高齢消費者の見守りネットワーク事業 を実施することとしています。	
	生活支援の推進と高齢者の住まいの整備	防災対策の推進	グループホーム火災では、初期消火より避難誘導が大事である。 一般的でなく実効的な防災計画、震災、津波に関わるものが必要。	事業所や施設の人員、設備、運営に関する基準について、平成２５年４月１日から県条例で定めていますが、国の示す基準（省令）に加え、次のとおり大分県独自の基準を定め、非常災害対策を促進しています。 ・非常災害対策は、災害の態様ごとに作成すること ・避難訓練は、夜間（夜間想定を含む）においても実施すること ・災害時に備え、自主防災組織等との連携や広域的総合応援体制の整備に努めること	

項目			発言要旨	平成26年度当初予算案等への対応状況	備考
第８章	認知症高齢者対策の推進	認知症高齢者や家族の支援 治療・ケア体制の整備	認知症に対応する資源が市町村によって違う。 社会的に対応できている段階と社会不適用を起こしたときにどうサポートしていくかの２つに分けて考えた方がいいのではないか。	市町村は、今後、認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を明示した「認知症ケアパス」を作成し、不足する介護保険サービス、インフォーマルサービス等については、市町村介護保険事業計画に反映させ、計画的に整備することが求められています。 県では、「認知症ケアパス」作成のための説明会を開催し、市町村の取組を支援します。	
			介護保険制度改正により、予防給付が地域支援事業に移行されるが、認知症高齢者への対応（介護サービス）がどのようになるのか不安である。	県としては、制度改正後においても、認知症を持つ方々が必要なサービスが利用できるよう、既存事業所の活用と併せ、ボランティアやＮＰＯ等、多様な主体の参画に向けて市町村を支援してまいりたいと考えています。	